

1 会議名 議会運営委員会

2 日時 令和元年8月30日(金)

開会 午後1時34分

閉会 午後1時54分

3 場所 正・副議長応接室

4 出席委員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 鬼頭博和

(委員) 片岡健一郎、堀巖、榊谷規子

梅村均議長、関戸郁文副議長

宮川隆議員、大野慎治議員、水野忠三議員

5 欠席委員 なし

6 説明員 行政課長佐野剛、議会事務局統括主査寺澤顕

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

(1) 議案及び請願の委員会付託について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

堀委員(総務・産業建設常任委員会委員長)：議案第58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」は、付託先として総務・産業建設常任委員会であるが、議案の中身として、厚生・文教常任委員会が所管する公共施設も含まれる。

榊谷委員：市民プラザ以外は教育委員会が所管する施設が主である。

堀委員：施設を捉えると厚生・文教常任委員会所管のものが多数を占める。

須藤委員長：合同での審査か。以前にも合同で審査したことがある。

議会事務局統括主査：連合審査会のお話のようである。連合審査会の手続きを説明させていただく。連合審査会による審査の決定は、議会運営委員会ではなく、付託を受けた委員会が決める必要がある。資料のとおりであれば、一旦は付託先の総務・産業建設常任委員会へ付託し、委員会が連合審査会の必要性を決することとなる。

大野議員(厚生・文教常任委員会委員長)：連合審査会を開催するとなると予備日を考慮する必要がある。厚生・文教常任委員会で連合審査会の申出を受けると決した場合も、今定例会の厚生・文教常任委員会への付託が多く、時間的なことを考えないといけない。

宮川議員：日程変更して、総務のすぐ後に厚生を開催し、連合審査会の必要性を決するというこも考えられる。総務を開催して、直ちに休憩して、厚生を開いて連合審査会の確認をするという手法も可能かと思うがどうか。

厚生を開催日の変更は、議会運営委員会で決しないといけない。

議会事務局統括主査：6月定例会の際は、会期にない議会運営委員会への付託と決したため、日時・開催場所・付託案件を添えて本会議に諮った。また、連合審査会の手続きの整理であるが、当該議案について両委員長が協議をする。次に付託先の委員会にて連合審査会の必要性を決定する。3つ目に連合審査会申入書を付託委員会から申入先の委員会へ提出する。申入書には、日時・場所・事件名を記載する。4つ目に申入書を受け取った委員会が連合審査会に応ずるかを協議する。5つ目に関係する委員長間で協議する。6つ目に所管委員会委員長名又は両委員長名による開催を通知するという手続きである。議長へは通知のみである。会議の運営自体は所管委員長の元で運営する。因みに平成29年3月定例会では、厚生・文教常任委員会へ付託された事件を委員会は通常通りに開催して、委員会予備日で連合審査会を開いた。連合審査会終了後に直ちに厚生・文教常任委員会を開催し審査した。以上は最近の経過である。

梅村議長：審査のしやすさも委員長の考えるところであろう。

大野議員：厚生・文教常任委員会に諮ってからのことなので、厚生の日にするのか予備日にするのか、議長と相談しながら決めていきたい。手続きとしてはいずれの委員会においても決が必要か。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

宮川議員：議会中だから常任委員会はいつでも開けるので、全員が揃えばいつでも確認はできる。それこそ今日でも。あまり日程をタイトにしなくても良いんじゃないか。

大野議員：双方に委員会が一致すれば、財務常任委員会終了後でも良いのではないか。執行機関の都合も考えないといけない。財務常任委員会最終日の予定にもよるが、執行機関の負担などを考慮するならば、この案も良いのではないか。議長どうか。

梅村議長：委員会はまずもって1日1日しっかりと審査して、夕刻まで審査を要するものと捉え臨まなくてはならない。十分な議論の上での審査を終えて、かつ時間があればということだが。

須藤委員長：予備日が少ないのでは。

堀委員：予備日の方が良さそうだが。

須藤委員長：連合審査会の日程を財務常任委員会最終日の付託審査終了後が良いか19日予備日に行くか希望はどうか。

片岡委員：今の話は連合審査会有りとして進んでいる。総務又は厚生、いずれの委員会で連合審査必要なしという結論になるかもしれない。仮にとい

う解釈で良いのか。

須藤委員長：そのとおりである。

片岡委員：19日を希望する。

堀委員：19日、財務常任委員会はその日の審査に集中すべきで別の日とすべき。早く終わるかもというのをあてにするのは違う。

榊谷委員：19日。

須藤委員長：連合審査会開催するとなったら19日午前10時を予定していく。この通知はどうするか。

梅村議長：両委員会で開催が必要と決してからである。資料のとおり付託することに決する。

#### (2) 陳情の委員会送付について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

質疑はなく、資料のと通りの送付と決した。

#### (3) その他

議会事務局統括主査：まもなく財務常任委員会が開催されるが、8月20日開催の議会運営委員会で決算議案に係る質疑区分表について協議いただいた。この後の再開後の本会議で付託が認められたならば、財務常任委員会審査用の質疑区分表をお配りさせていただく。

梅村議長：今定例会の振り返りをどこかで行っていきたいが、一般質問通告の見出し表記について、「～について」という表記が多かった。以前から「～について」という表記はふさわしくないとして取り決めているので、注意いただきたい。訴えたい具体的内容で通告いただきたい。文末の「等」も控えていただきたい。再度の確認をお願いします。

須藤委員長：「～について」は使わない。

大野議員：「～について問う」は良い。

榊谷委員：具体的にということであった。

梅村議長：表題で内容がわかるようにしてほしい。

10 その他

特になし。